10名56件

NO	ページ	頂いたご意見	町の対応
第1章	序		
1	1	「緑」という言語定義を明確にする必要がある。広辞苑によれば、ミドが語根に相当し瑞々しとの関連あり。①青と黄の間色、みどりいろ②深い藍色、みどりのうみ③若葉という3つの定義が示すように、色であり海を表現し広義では植物全体を指すという認識ができる。	本計画で対象とする「緑」は、「緑地」とし、「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって良好な自然環境を形成しているもの」と致します。
2	1	「町の魅力として良好な自然環境が挙げられるとともに、将来の市街地の開発等によりこれらの自然環境が消失することが懸念され、何らかの保全の策定を望む意向が多数寄せられました。」について。 まったくその通りと思う。具体策の検討を!	本計画に記載のとおり、二子山地域の近郊緑地特別保全地 区指定推進については、県等の関係機関と連携を進めてお り、引続き、指定に向け現在の取組みを継続しております。 また、ミニアセスメントの調査・研究を進める等、具体策の 検討を記載しております。
3	1	1. 平成18年改定の前計画で位置づけた3点の重点施策、①「二子山地区の緑地の保全及び利活用の推進」(首都圏近郊緑地特別保全地区指定への推進)、②「緑豊かな小径の形成の推進」、③「周囲の景観と調和した質の高い緑豊かなまちづくりの推進」はどのように推進されたか、その結果はどのようになったか。改定計画は、それを踏まえた計画となっているのか。 事前に①~③それぞれの進展状況を示すべき。また、十分な結果を得られなかったものについては、その理由を明確にする必要があると考えるが。	第1章「序」(2)計画改訂の視点でも記載しておりますが、前計画から引続き維持保全に努め、都市的土地利用を自然的土地利用の調和を図り、自然環境に恵まれた住環境の維持向上を目指しております。 そのため、前計画で位置づけた3点の重点施策につきましても、その結果を踏まえた計画として記載させていただいております。

4	1	前計画の総括が明確となっていない。	第1章「序」(2)計画改訂の視点でも記載しておりますが、前計画の計画期間において、町の緑は現状を維持していることから、引続き維持保全に努め、都市的土地利用を自然的土地利用の調和を図り、自然環境に恵まれた住環境の維持向上を目指しております。
5	1	前計画で「周囲の景観に配慮した質の高い緑の形成を図るため」として、作成する予定であった「緑化ガイドライン(仮称)」が作成されておらず、計画推進への対応が不十分と言わざるを得ない。計画全体に具体策と目標年次を示すことで、計画の実現性を高めるべきでは。	緑化ガイドラインにつきましては、主に市街地内における 都市的土地利用の際の植樹等の目安となるものをと策定を進 めておりましたが、実効性等を検討過程において勘案したと ころ、ハードルを上げ、環境配慮行動に繋がるミニアセスメ ントの仕組み構築を進めることとし、本計画に位置付けさせ て頂いております。
6	1	「葉山らしい良好な住環境を形成する自然環境の保全」は、 行政だけが推し進めたのではなく、住民の運動と一体になっ て保全されてきたものであるという位置づけがなされていな い。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 現在まで町民の緑に対する高い意識と協力により保全されて きた葉山らしい良好な住環境を形成する自然環境の保全・・・

7	2	計画の期間とあるが、「はじめに」でも挙げたが、PDCAなくして計画期間を設定しても、空虚感を否めない。「前計画の達成の度合い」を入れるべきであろう、旧版で示した計画(特に重点施策、特に緑化地域の指定)はどの程度達成されたのか、達成できなかったとしたらその理由は?、またその課題は新版に引き継がれていくのか? または見直して新たな課題を設けるのか? 新版の文脈から非常にわかりづらい。	現計画については、二子山地域の近郊緑地特別保全地区指定への位置付け、及び町全体の緑豊かな住環境の維持を目的に平成18年度に改訂したものです。本計画に記載のとおり、二子山地域の近郊緑地特別保全地区指定推進については、県等の関係機関と連携を進めており、引続き、指定に向け現在の取組みを継続しております。また、緑豊かな住環境の維持については、現計画改定時の10年前と比しても概ね現状を維持しているものと評価し、記載させていただいております。
8	2	表内の総合計画、都市計画、緑の基本計画それぞれ10年間の 長さが違いどう判断していいのか分からない。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
9	4	現状の整理.「一方、緑被の状況は、逗葉新道が一般県道化したことによる沿道の都市的土地利用の進展や、民間の寮・保養所の宅地化によっては比較的まとまった緑が消失していることが見られます。(略)総緑被総量は約4ha減、うち市街化区域における緑被量の減が1.4haとなっています。」について。図は、2005年のままとなっており、2015年の現況図も載せるべきであろう。そうしないと問題点(か所)が見えてこない。	前計画の植生図を基に、空中写真との比較、開発等による 都市的土地利用への転換による緑被消失分から確認しました が、山を切り拓くような大きな開発はなく、宅地開発の際は 敷地内緑化の指導により、大きく減少している箇所はないた め、現状のとおりの記載とさせていただいております。
10	4	2. 市街地の緑 この10年間で減少した緑被量は1.4ha、緑被率では、 13%から12%に減少したとのこと。開発に伴う屋敷林等の減 少があり、減少を抑制するための施策が十分ではなかったと 考える。ミニ・アセスの導入に一定の成果が期待されるが、 「調査・研究を進める」だけでなく、早急な制度化が必要で は。計画期間の10年間は、葉山町の将来にとって、現状の緑 や景観を保全できるかどうかの正念場ではないか。	今後10年で取組む主な事項として位置付けてありますミニアセスメントにつきましては、住民の皆様と協働で「葉山らしい住環境」の具体化を図るとともに、共有化を進めることがより実行力のある取組みに繋がるものと考えております。ご意見の趣旨を理解し、早期実現に向け努力するとともに、丁寧なプロセスを経て策定して行きたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと考えております。

11	4	これ以上の開発について、認めたくないのか、一定の緑化を 条件に認めていく方針なのか、開発に関しての基本姿勢が不 明確である。	本計画につきましては、第1章 序、2. 計画の位置付けに記載させて頂いておりますとおり、第四次総合計画を支える個別計画であるとともに葉山町環境基本計画や改定葉山町都市計画マスタープランを支える緑とオープンスペースに関する分野別計画であることから、本計画において開発行為に対する是非を明確にするものではないと考えます。
12	5	改定案の第1章 序 では、「根幹となる緑地は大きく変わることなく、一定の保全が図られた」となっているが、P4では、「10年前の現況と比べ、総緑被総量は約4ha減」となっている。では、どのような性格の緑地が失われ、町はどのように保全のための努力をしたのかが明確に示すべき。	緑被量の減につきましては、第1章「序」5. 緑をとりまく現状の整理(1)緑被の現況に記載のとおり、逗葉新道が一般道路化したことによる沿道未利用地の都市的土地利用への転換や、民間の寮・保養所の宅地開発等によるものです。また、市街化調整区域におきましては、田畑の宅地化、沿道サービス施設の開発等によるものです。そのような状況に対して町は、二子山地域の近郊緑地特別保全地区指定推進について、県等の関係機関と連携を進めており、引続き、指定に向け現在の取組みを継続しております。また、開発による都市的土地利用への転換の際には敷地内緑化の指導を行っております。
13	5	植生の現況.竹林についての言及がない 丘陵斜面地および湘南国際村傾斜地 「近年、竹林の浸食・ 拡大が著しく、しかも整備されていないため、植生の変容、 山林の荒廃がすすんでいます。これに対し環境NPOや町民ボラ ンティアの皆さんが整備に取り組んでいます。」を入れるべ き。	竹林対策については、第6章(4)町民との協働・普及啓 発に関する事項の最下段に、ご意見をふまえた内容を新たに 記載させて頂いております。
14	5	5ページ、38ページ 市街地エリアの宅地内の緑は一定確保しているとあるが、市街地の中の「緑地保全地区」の割合はどのくらいあるのか。小さな住宅では緑を作ることが難しいのでは。小さな宅地の緑の確保をどう考えているのか。	本町におきましては、近郊緑地保全地域や風致地区といった緑化を誘導する地域地区が広範囲に渡り指定されているとともに、住居系用途地域を主体とした敷地に余裕をもった建 蔽率が全町に指定されております。このことから、狭小敷地においても、一定の緑化可能な土地が確保されると考えております。

15	6	葉山町の主な植生 ただ単に植生の現況を述べるだけでなく、葉山にふさわしい植生は何かを記しておくべきであろう。広葉樹(林)の植 樹活動も行われている。	第5章でエリア別の施策展開の方針に記載させて頂いているとおり、町内の状況は様々なため、一概に相応しい植生を言及することはできません。そのため現状のとおりの記載とさせていただいております。
16	7	「葉山町緑地保全契約」という注目すべき制度があるのにほとんど知られていないし、町もその内容説明、普及努力を行っていない。 「ふるさと葉山みどり基金」についても同様。存在のみ示すだけでなく、積極的に制度内容、基金の状況、使われ方(緑地保全を推進)を町民に示せば、その趣旨に賛同し協力者(寄付者)も増えるかも知れない。	葉山町緑地保全契約とふるさと葉山みどり基金制度の詳しい内容説明については、別紙用語の解説に記載しております。普及啓発・広報活動については、町の情報媒体を活用し周知してまいります。
17	8	「三浦半島国営公園構想」(連携地区)には、行政主導になるのはいたしかたがないが、町民・市民の意見・議論を喚起すべく、是非 場や制度を設けて欲しい。	頂きましたご意見は、関係機関と協議する等、今後の業務 のご参考とさせていただきます。
18	9	「都市公園やトラスト緑地」なども重要であるが、海岸市街地の県道沿い、町道沿いにポケットパークまたはベンチスペースにささやかな緑樹があれば、地域のうるおい・憩いをもたらすランドマークとなるであろう。森戸の一本松の松くい虫による伐採は非常に残念であった。また、森戸マファンの一部で駐車スペース確保のために、沿道緑のバッファゾーンが削られてしまった。一色や下山口で土地売却・分譲の際、屋敷林・敷地外構樹が皆伐された。このように、知らずしらずのうちに市街地(主に私有地)の緑が減っている。土地・建物は私有物であっても、公共性の高い存在である。私的権利と公共性のバランスをどう図っていくか、(町民を交えたプロジェクトによる)ガイドラインが必要であろう。	私的財産権はありますが、民有地については所有者の土地利用の意向に配慮する必要があるため、維持・保全し易い環境を整えます。 また、新たな開発が行われる場合には、環境配慮行動に繋がるミニアセスメントの仕組み構築を進めることとし、本計画に位置付けさせて頂いております。

19	10	二子山山系自然保護協議会(ほか環境団体、ボランティア活動、協働)について是非、言及して欲しい。	一部の団体の活動を紹介や言及することは公平性を考慮した結果、適切ではないと考えますので、現状のとおりの記載とさせていただいております。
第2章	計画目標	票と基本方針	
20	11	基本方針1の3つ目、2の全て、3の1つ目の●、P.35 斜面地エリアの「緑地の配置及び施策展開の方針」<環境保全><レクリエーション> 【意見】語尾の「に努めます」を「します」等に修正することを提案します。 【理由】町の緑の現状や課題は大きく変化しておらず、旧版P.39、81の方針を変更する理由はないと考えます。改訂案でも項目は概ね同一にも関わらず、語尾の表現が明らかに後退しています。エリア別にあっては斜面地のみ「努めます」を多用するのも不自然です。	当該斜面緑地の多くが民有地であることから、所有者の土地利用の意向にも配慮する必要があります。また、防災上の観点から、都市的土地利用への誘導も検討する必要があるため、基本的な方針としては、現在の緑地保全契約制度の拡充等により、維持・保全し易い環境を整えます。なお、今後の土地利用動向を見ながら、必要があれば特別緑地保全地区の指定等により保全が可能となるよう、柔軟に対応が出来るよう改訂してまいります。
21		P11 基本理念 緑と水と人のふれあいタウン 葉山 ・なぜ タウン だけカタカナなのか? 緑と水と人のふれあうまち などに変えれないか	第2章「計画目標と基本方針」1. 基本理念に記載させて頂いておりますとおり、基本理念につきましては、前計画から継承することとしております。
22	10	緑の将来像 「私有地であっても、敷地には緑を配し、建物も周辺の環 境、まち並みの景観を損なわない、配慮とこころがけが息づ きます。」を入れて欲しい。	No.11からお読みとりください。
23	14	旧版にあった「施策の展開方向」がそっくり抜け落ちている。	本計画の第5章「緑地の配置及び施策展開の方針」にエリア別の施策展開を記載しております。そちらからお読み取りください。

24		第2章 計画目標と基本方針 5. 緑地の確保目標水準の将来市街化区域面積に対する割合について、43%とあるが、47%ではないか。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
25	15	緑地確保目標 都市計画区域面積に対する割合1,196ha(70%) とは、現況1,262ha(74%)を66ha(4%)減らそうというのか?、 市街化区域面積に対する割合243ha(43%)は、旧版と変わらな い数値であるが、実感的に減っているものが、変わらずとは 信じ難い。	都市計画区域面積に対する割合1,196ha(70%)とは、町有緑地やトラスト緑地等を合わせた緑地確保目標となっているため、町全体の緑地総量とは異なります。そのため現状のとおりの記載とさせていただいております。
26	16	7、16ページ 目標年次の数値が上がっているが、上がるのは 人口減少によるもので、公園を増やす計画がありその結果、増 えたというものではない。誤解をまねく。	ご指摘の点につきましては、第3章「保全すべき緑の確保方針」において、指定目標量を現況と比較できるよう位置付けさせて頂いております。
第3章	保全する	・ ドき緑の確保方針	
27	17	「緑地保全契約地区」が旧版より1件減り、保安林が維持状態としている。むしろ増やす目標を立ててもよいのではない	今後、緑地保全契約制度の要件緩和について検討を進め、 目標とする契約数等具体的な数値を決定いたします。
		か?	そのため、現段階で具体的な目標数値を掲げることは困難で あるため、現状のとおりの記載とさせていただいておりま す。

29	18	下山口日影山南面および、五ツ合を旧版では特別緑地保全地区の指定対象検討区域から外したのは(拘らず状況にあった対応を検討します)後退である。何故か?その代わりどのような対応を図っていくのか不明である。	P19の「特別緑地保全地区・首都圏近郊緑地保全区域計画図」の通り、一色台特別緑地保全地区(計画)と記載しており、検討区域から外しておりません。また、当緑地については特別緑地保全地区の指定のみならず、その他の施策についても検討するという理由から「状況にあった対応を検討します」と記載しております。
30	19	地域制緑地の指定目標量 【意見】町緑地保全契約について、運用方針等を記述することを提案します。 【理由】引き続き民有緑地保全策として有効であると考えるからです。旧版では、目標量が現況と変わりなく、追加契約の計画がなくても、P.52に相当の記述があることから、改訂案でも施策を推進する以上は記述すべきと考えます。	葉山町緑地保全契約制度の詳しい内容説明については、別 紙用語の解説に記載しております。そちらからお読み取りく ださい。
31	21	施設緑地整備目標量 【意見】町有緑地に関し、開発緑地を適切に確保する旨を記述することを提案します。 【理由】P.34のようにバランスのよい都市的土地利用へ誘導する場合は、重要な施策と考えるからです。	町有地の新規取得についての方針は、本計画に記載すべき 事項ではないため、現状のとおりの記載とさせていただいて おります。
第4章	緑化の技	隹進方針	
32	22	(1) 開発に伴う緑化指導 【意見】「一定基準の緑地の確保」は、施設緑地の整備方針 に記載することを提案します。 【理由】開発緑地が位置付けられる町有緑地は、P.21の表の ように施設緑地に位置付けられているからです。旧版P.58で は、施設緑地の項目に開発緑地についての記述があります。	まちづくり条例等によって確保されるべき一定基準の緑地 については、全てが町有緑地となるものではないことから、 現状のとおりの記載とさせていただいております。
33	22	景観条例の導入、(15年以上改訂されていない)まちづくり条 例の見直しを求める。	頂きましたご意見は、所管する課と協議する等、今後の業 務のご参考とさせていただきます。

34	22	(4) 沿道緑化 県道葉山鎌倉 (旧逗葉新道) 沿道の並木化、南郷商業施設、店舗・住宅敷地周辺の緑被率向上など具体的課題を示されたい。	本町内における県道の沿道緑化につきましては、事業主体が神奈川県になりますので、相互に情報共有を図り、連携して進めていきたいと考えております。同様に、南郷商業施設についても、事業主体が商工会になりますので、連携して進めたいと考えております。
35	22	2. 緑化推進に関する基本的な方針の(1)開発に伴う緑化 指導には、「まちづくり条例に基づき」と記されておりま す。あくまでも「指導」であれば、条例とは一致しない開発 ケースがあるのではないかと危惧します。 緑の基本計画(素案)に対する意見とは若干異なるかもしれ ませんが、これを機に委任条例にできないかなど、研究・検 討をお願い致します。	本計画において位置付けさせて頂いております「ミニアセスメント」の策定において、住民の皆様と協働により策定して行く考えであります。策定過程において、条例化等の必要性が生じた際、必要に応じて対応したいと考えております。ご意見にあります研究・検討につきましては、先進自治体の事例等を調査しながら、引続き行って参ります。
36	22	「既存樹木等の保全」と何カ所にも謳っているが、一色での 開発における住民の意思を無視した既存樹木の伐採について の総括がない。それが無い限り、同様の開発に対して何ら効 力を持たない。	本計画において、個別の開発行為に対する総括を行うこと は考えておりません。
37		葉桜(里山愛好会)、イトーピア(イトーピアボランティア緑会)、湘南国際村(景観まちづくり研究会・葉山)、 (二子山) 二子山山系自然保護連絡協議会の実名を挙げて欲しい。	No. 10からお読みとりください。
第5章	緑地の西	記置及び施策展開の方針	
37	24	「施策展開の方針」では、「誘導が必要」「保全に努める」「維持に努める」「緑の減少が懸念」などで、具体的にエリア毎の「緑」をどのように保全していくのかの施策を明確に打ち出すべきでは。例えば、「黒松の保全」に関して、葉山町はかつて民地の松くい被害を受けた黒松の伐採を無償で行っていた。「町の木」であり、保全の効果を考えれば当然のものと考えていたが、今は、補助金のみの形になってしまっている。	町の木である松の松くい虫対策につきましては、従来の伐倒 や樹幹注入の補助制度に加え、抵抗性マツの苗木植樹を追加 することで、松の保全・創造を図ってまいります。

38	31	(2) 里地・里山エリア 【意見】開発圧力は現在においても存在しており、適切な保 全策を講じる必要がある旨を記述することを提案します。 【理由】町内の山林の多くを民間デベロッパーが所有する状態が続く限りは、開発によって緑を喪失するリスクがあるからです。旧版ではP.78で指摘されており、削除する理由はないと考えます。	ご意見を踏まえた内容が、第4章 緑化の推進方針で開発に伴う緑化指導と記載させて頂いております。そのため、改めてエリアごとに記載する必要はないと考えますので、本計画上の修正は行いません。
40	33	計画図に上原地区地区計画が記されていない。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
41	34	(3) 斜面地エリア 【意見】開発圧力は現在においても存在しており、適切な保全策を講じる必要がある旨を記述することを提案します。 【理由】町内の山林の多くを民間デベロッパーが所有する状態が続く限りは、開発によって緑を喪失するリスクがあるからです。旧版ではP.81で指摘されており、削除する理由はないと考えます。	No. 25からお読みとりください。

42	34	市街化区域の緑被率の減少について、もうひとつ、マスタープランP10で指摘されている「傾斜地山林」における緑地の減少(開発圧力)についての危機感が抜けている。下記マスタープランは下記「(1)前マスタープランの総括②豊かな緑を保全し、自然環境に恵まれた居住環境を形成するよりその一方で、市街化区域内の貴重な緑として保全すべきと考えていた傾斜地山林が、この部分においてはねらいを達成できなかったと評価せざるを得ません。」としている。傾斜地山林については、18年前には想定していなかった場所が、土木技術等の発達により、住宅供給地として開発の光きになったことによる。そのため、土地利用規制の検討が望まれる。になったことによる。そのため、土地利用規制の検討が望まれる。旧版P25では「③斜面地・市街地の輪郭を形成し、緑豊かなけられていなかった。一刻も早い土地利用規制の検討が望まれる。に近の斜面樹林地は、近年ミニ開発等の開発圧を受けやすい状況にあります」と既に警告している。特に団地周辺の斜面緑地は、近年ミニ開発等の開発圧を受けやすい状況にあります」と既に警告している。特に団地周辺の斜面緑地は、近年ミニ開発等の開発圧を受けやすい状況にあります」と既に警告している。特に団地周辺の斜面極地は、近年ミニ開発等の開発圧を受ける計画辺の斜面樹本地は、近年ミニ開発等の開発にある。特に団地周辺の斜面樹本地は、近年ミニ開発等の開発にある。特に団地周辺の斜面樹本地は、近年ミニ、利用既成の地域地区指定が必要である。	ご意見の内容をふまえた内容が、P35施策展開の方針にございます。そちらからお読み取りください。 その他のご意見については今後の業務の参考にさせて頂きます。
43	34	斜面緑地の開発圧の対策に言及されたい。	No. 25からお読みとりください。
44	37	(4)市街地エリア 私有地、私有緑地の緑化・景観配慮に言及されたい。	No.11からお読みとりください。
第6章	今後10年	Fで主に取組む事項	

45	45	第6章 今後10年で取り組む事項 2. 緑全体に関する取り組みの方向性 (2)施設緑地 P45 風倒木や崩落などの災害対策については、公有地だけではなく民有地についても考えなければならないと思う。 他市でも実施している「防災工事費助成制度」の導入等も防災課と協議し取り組むべき施策である。	民有地の風倒木や崩落等の災害対策につきましては、既存の緑地保全契約制度を拡充することにより、維持管理されやすい環境整備を進めて行きたいと考えておりますが、これと併せ、ご意見にあります施策につきましては、防災担当課と協議し検討させて頂きます。
46	45	10、「今後10年で取組む事項」では、「葉山町まちづく り条例」の改正や、新たな緑地保全のための条例づくりなど の検討も必要では。	新たな緑地保全のための条例づくりにつきましては、本計画において位置付けさせて頂いております「ミニアセスメント」の策定過程において、条例化等の必要性が生じた際、必要に応じて対応したいと考えております。
47	45	11、「緑地保全」に向けた住民参加の位置づけに乏しい。	第6章「今後10年で取組む事項」の(4)町民との協働·普及 啓発に関する事項において、町民の皆様と行う事項を詳細に 記載しております。

48	45	第6章「今後10年で主に取り組む事項」に対する意見 1、「現在の緑地保全契約制度の活用により、市街地内に存する屋敷林等小規模ながら、緑豊かな住環境を感じさせるまとまりのある緑が保全されやすい環境整備を検討します」について、P19「地域制緑地の指定目標量」では現況27年と目標37年の指定箇所がいずれも78箇所・4,4haで同数です。現状維持で限界ということなのか、新たに契約を結ぶのか、具体的な取り組みが素案からでは判りません。当制度は10年契約とのことですが、どこが、いつ契約が切れて、更新時期にどうするのかが判りません。また、第5章にある緑地保全契約制度の要件緩和とは何をどのように緩和するのですか?減少傾向にある市街地の緑を維持でいると文面から感じました。要件を緩和する理由は契約数を増やし市街地の緑を確保することにあると思うのですが、10年後の目標数に変化がないことと整合性がとれていないように思います。	No.16からお読みとりください。
49	46	(3)緑化の推進等その他自然環境保全に関する事項 P46「葉山町いけがき設置助成要綱」に関して生垣に関し ては、その後の維持管理で問題が発生することがある。隣地 や公道にはみだしてトラブルの原因となっている。境界から 40センチ後退の規定はよいが、維持管理の規定を厳格にする 必要があると考える。	設置された生け垣が適正に維持管理されるよう、現在の生け垣設置助成要綱の見直しや申請時の指導等、対応を検討いたします。

50	46	2、「現在ある街路樹、植樹帯の維持・保全を引続き行うとともに、「葉山町いけがき設置助成要綱」に基づき、住宅用地における生け垣の設置を推進し、緑豊かな沿道の形成と勝り機能の向上に努めます」について、第1章の課題で、生け垣は要件を緩和しても設置件数が伸び悩んでいるとあります。何故件数が伸びないのか検証が必要だと思いますが、私の想像では生け垣は設置した後のメンテンスに費の際に倒知では生け垣は設置した後のメンテンスに費の際に倒れて危険であるという認識が持ち主にあまりないことという認識が持ち主にあまりないことという認識が持ち主にあまりないと思います。以上の変との連携を模索することも必要に感じます。メンテナンスの負担は無理かもしれませんが、生け垣だけでないます。メンテナンスの負担は無理かもしれませんが、生け垣だけでなく竹垣や板塀などにも対象を広げるのはどうでしょうよく竹垣や板塀などにも対象を広げるのはどうでしまった。延焼を防ぐという観点からは弱いですが、景観や地震による倒壊の危険除去には効果的だと考えます。	葉山町いけがき設置等助成制度の普及啓発方法については町の情報媒体を活用し、周知に努めます。対象を広げる等の施策については今後、検討させて頂きます。また、防災の観点から所管する課と協議を進めてまいります。その他のご意見につきましては今後の業務の参考とさせて頂きます。
51	46 のご意見	3、町有地、民有地の竹薮についての現状と課題、対策計画が必要だと考えます。 ・理由として、第4次葉山町総合計画に、「町は、町民や町内ボランティア団体と協働で、竹林などの整備や緑地の管理、間伐材の利用についての研究を進めていきます」と明記されていること。 ・10年前よりも竹林の竹薮化が進行しており、根の浅い竹が雑木林に侵入して防災上の観点からも対策を講じる必要があること。 ・里山体験で町有地の竹林が環境教育の場、協働の場としても活用されていること。 以上の理由から第6章「今後10年で取り組む事項」に竹薮対策を追加することを求めます。	No.5からお読みとりください。

52	_	計画について何か、とこまで達成されたか、もしくは達成で きなかったかの理由の記述がない。または弱いと感じまし	第1章「序」(2)計画改訂の視点でも記載しておりますが、前計画の計画期間において、宅地開発の際は敷地内緑化の指導により町の緑は現状を維持しています。そのため引続き維持保全に努め、都市的土地利用を自然的土地利用の調和を図り、自然環境に恵まれた住環境の維持向上を目指しております。
----	---	--	--

53		町全体で見た時のは、 には関するといいますが出れば、 は、「地域に関するといいますが出れば、 には、「地域に関する。が出たははできた。のでも、では、 には、のでも、では、では、では、では、では、では、では、では、のでも、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	頂きましたご意見は、関係機関と協議する等、今後の業務 のご参考とさせていただきます。
54		ふるさと葉山みどり基金について、活用、寄付促進などもう 少し具体的に言及されたい。	ふるさと葉山みどり基金積立金は、町の優れた自然環境を 保全して、みどり豊かな郷土を残すため必要な資金を積み立 てております。制度の詳しい内容説明については別紙用語の 解説に記載しております。そちらからお読み取りください。
55	-	町有地県有地の緑地保全・整備および有効活用(教育的、レジャー的、協働的、福祉的活用含む)について言及されたい。	ご意見を踏まえた内容が第6章 今後10年で取組む事項に記載しております。なお、県有地につきましては事業主体が神奈川県になりますので、相互に情報共有を図り、連携して進めていきたいと考えております。

56	_	12、しい。		本計画におきましては、第1章「序」計画改定の視点に記述のとおり、現状の緑の維持保全に努めるとともに、市街地内の緑につきましては、都市的土地利用との調和を図りつつ、適切に保全・創造されるよう改訂するものです。
----	---	--------	--	---